

○旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則 抜粋

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第2条 条例第2条の規定による規則で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、別表第1のとおりとする。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第3条 条例第2条の規定による規則で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、別表第2のとおりとする。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第4条 条例第2条の規定による規則で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、別表第3のとおりとする。

(営業施設について講ずべき措置の基準)

第11条 条例第9条第1項に規定する規則で定める基準は、別表第4のとおりとする。

別表第1 (第2条関係)

3の2 循環ろ過装置(公衆浴場規則(昭和39年兵庫県規則第71号)別表の第1の4に規定するものをいう。以下同じ。)及び貯湯槽(同表の第1の7に規定するものをいう。以下同じ。)の構造設備の基準

循環ろ過装置を設ける場合における当該循環ろ過装置は公衆浴場規則別表の第1の5の(1)に掲げる基準に、貯湯槽を設ける場合における当該貯湯槽は同表の第1の7の(1)に掲げる基準にそれぞれ適合するものであること。

別表第2 (第3条関係)

2の2 循環ろ過装置及び貯湯槽の構造設備の基準

別表第1の3の2に掲げる基準に該当すること。

別表第4 (第11条関係)

12 浴槽は公衆浴場規則別表の第1の4に掲げる基準に、循環ろ過装置を設ける場合は同表の第1の5の(2)に掲げる基準に、浴用の水及び湯(同表備考6に規定するものをいう。)は同表の第1の6の(1)に掲げる基準に、貯湯槽を設ける場合は同表の第1の7の(2)に掲げる基準にそれぞれ適合するものであること。